

京都府特定（産業別）最低賃金のお知らせ

京都府特定（産業別）最低賃金の「印刷業」、「金属製品製造業」、「電気機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」が11月18日に改正決定され、12月18日より発効しました。

また、「各種商品小売業」が、12月7日に改正決定され、平成23年1月6日より発効します。

区分	最低賃金の件名	時間額	改正発効年月日
地域別	京都府最低賃金	749円	平成22年10月17日
産業別	印刷業	765円	平成22年12月18日
	金属製品製造業	824円	
	電気機械器具製造業	820円	
	輸送用機械器具製造業	830円	
	各種商品小売業	772円	平成23年1月6日

※次の3業種に係る産業別最低賃金は、改定の申出がなく今年度は改正しておりません。

区分	最低賃金の件名	時間額	発効年月日
産業別	はん用・生産用・業務用機械器具製造業	822円	平成20年12月21日
	自動車（新車）小売業	※ 750円	平成13年12月20日
	自動車小売業	749円	京都府最低賃金が改正され、自動車小売業最低賃金額を上回ったため、平成22年10月17日から京都府最低賃金の749円が適用されます。

※ 最賃額は日額決定を時間額換算しています。

最低賃金についての詳細は、[こちら](#)

～最低賃金についてのお問い合わせ先～
京都労働局 労働基準部 賃金室
〒604-0846
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
電話番号 075-241-3215
FAX 番号 075-241-3222